

商品概要説明書

リフォームローン

(2024年4月1日現在)

商品名	リフォームローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○組合員もしくは組合員として加入できる方または地区内に在住、在勤の方。○お申込時の年齢が満18歳以上、最終償還時の年齢が満81歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。○完済時年齢が70歳以上となる場合は、団体信用生命共済（保険）に加入できる方。○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人または同居家族の所有の既存住宅のリフォーム全般に関する資金。○太陽光発電機に関する資金。○オール電化に関する資金。
借入金額	○50万円以上1,000万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上15年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>※お取り扱いの無い金利タイプがある場合もございますので、詳しくはJA窓口へお問い合わせください。</p> <p>【固定変動選択型】</p> <p>当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p>

	<p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には、年0.79%、年1.0%、1.4%、2.0%いずれかの保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はお返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>
担保	○不要です。
保証人	<p>○以下の場合連帯保証人が必要となります。</p> <p>（1）所得合算を行う場合は、合算者を連帯保証人とします。</p> <p>（2）原則として、物件の共有者である方は連帯保証人とします。</p> <p>（3）保証会社が必要と認めた場合。</p>
手数料	<p>○ご融資の際、当JAに対して1,100円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…1,100円。</p> <p>②一部繰上返済の場合…550円以内。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は11,000円以内の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または融資部（電話：099-223-7604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記JAバンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所（電話番</p>

	号：03-6837-1359)にお尋ねください。
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA鹿児島みらい